

2018年度

事業計画書

2018年4月1日から  
2019年3月31日まで

一般社団法人日本映像ソフト協会

2016年から開始したビデオソフトの市場活性化キャンペーン『11月3日はビデオの日～おうちでエンタメ！』も、本年度で3回目を迎えることとなる。第1回目の年には、市場活性化キャンペーンのためのシンボルとして「記念日」を設け、その立ち上げに努めた。そして昨年度キャンペーンでは、運営面での反省点を改善し、セル、レンタルそれぞれで活性化を図るための施策を実施した。2回目となった昨年度は、協会会員社および周辺を含む業界全体において本事業に対する意識が高まりつつあり、本年度は、前年までに築いた土台をさらにブラッシュアップし、結果に結びつけることが重要となっている。

また、本年12月には4K/8Kの本放送が始まり、一般家庭における映像視聴環境はますます向上していくことから、4K Ultra HD ブルーレイの普及推進に向け、新たなるニーズの開拓に努めていく年となろう。さらに、様々な場面で普及が見込まれているVRについても、その動向についての調査研究が必要と考え、本年度からeメディア部会の中に「VR検討委員会」を設置することとなった。

激しく変化する映像メディア環境の中、既存の市場の活性化をはかりつつ、配信事業の普及拡大を含めて、引き続き市場の回復を目指し次の事業を推進していく。

[ ] 内は担当主務部会

[1] 映像ソフト産業の健全な発展をはかる施策の実施 [業務部会]

1. 映像ソフトのバリアフリー化・アーカイブ化の運用ルール等環境整備

会員社や関係官庁・関係団体等が行っている映像ソフトのバリアフリー化（音声ガイドや日本語字幕の付与等）・アーカイブ化の取組みについて、運用ルールの構築等の支援協力を行い、誰もが映像ソフトを楽しむことができる環境整備に努める。

2. 協会活動充実のための新入会員勧誘の促進

映像ソフト産業界を代表する団体として、業界の発展に資するため、より多くの映像ソフト制作社、流通・映像コンテンツ関連事業社等の入会を募る。

3. 倫理問題の研究・意識の啓発

青少年に及ぼす映像ソフトの影響に鑑み、倫理規定遵守の徹底をはかる。

また、倫理問題の研究と意識の啓発に努めると共に、関係官庁・関係団体との連携・協力を努める。

消費者庁の「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）等を参考に、協会の業務に関するコンプライアンス推進を図る。

4. 経理・税務問題の検討

税制改正、会計処理の変更等については、随時対応について検討する。

5. 正会員各社を対象にした合同社員研修の実施

イ. 4月入社社員を対象にした新入社員合同研修を実施する。

ロ. 新入社員以外の社員を対象にした合同研修を実施する。

6. 映像商品制作に関する調査・研究

映像関連技術情報や商品管理情報の収集を行い、必要に応じて会員社へ情報提供を行う。

## [2] 市場の整備及びマーケティング活動の活性化

### 1. マーケティング施策の調査・研究 [営業部会/業務部会]

- イ. DVDビデオ・ブルーレイ・Ultra HD ブルーレイの市場動向を把握するとともに、レンタル、セル等の市場別マーケティング施策の研究・検討を行う。
- ロ. 映像配信の市場動向を把握することを目的として、会員社の映像配信売上についての調査を実施するとともに、映像配信のマーケティング施策の研究・検討を行う。
- ハ. 映像コンテンツのデータベースについて、(株)ジャパンミュージックデータとの提携を継続し、データ収集状況ならびにデータベースの利用実態を把握する。

### 2. 業務用市場の流通の円滑化と活性化のための施策 [流通促進部会/著作権部会]

ホテル、バス、健康ランド、船舶、複合カフェ、公共施設等における映像ソフトの上映・配信利用に対する正規市場の維持・発展に努める。

### 3. レンタルシステムの運用 [レンタル運用委員会/流通促進部会]

当協会のレンタルシステム加盟店の実態把握と未加盟店の加入を促す。

### 4. 市場活性化の施策 [市場活性化キャンペーンワーキンググループ]

セル、レンタルともに市場活性化を目的とした「11月3日はビデオの日」のキャンペーンを引き続き実施する。

### 5. 会員地区連絡協議会への支援 [流通促進部会]

映像ソフト市場の健全な発展のため、会員社出先機関で組織された会員地区連絡協議会が行う市場活性化、著作権保護活動等の諸活動を支援する。

## [3] 知的財産権の擁護確立及び施策の推進

### 1. 著作権に係わる広報・普及活動 [業務部会/著作権部会/流通促進部会]

映像著作物の許諾実務、映像ソフトの著作権に関する諸問題について、調査研究を行い、広報・啓発活動を行うとともに、関係官庁・関係団体の行う知的財産権に係わる広報・啓発活動に協力する。

特に、無許諾配信等著作権侵害のツールである技術的制限(保護)手段を無効化(回避して複製)するリッピングソフトの提供、使用等が違法行為であることの周知を図るための広報活動として、『アンチリッピングキャンペーン』を会員各社と協力し、継続して実施する。

### 2. 識別シールの発行等 [レンタル運用委員会/流通促進部会]

海賊版識別及び頒布権の行使態様を表示するための統一マークを印したシールの発行及び同マークの登録商標の利用許諾を行い、正規市場の維持を図るとともに、一般利用者の正規品識別に資するよう努める。

### 3. 関係権利者団体との間における諸問題への対応 [著作権部会]

関係権利者諸団体と著作物使用料規程その他の諸問題について協議する。

### 4. 著作権保護と無許諾利用の防止 [著作権部会/流通促進部会]

関係官庁や関係団体と連携して、映像著作物の無許諾利用(複製・頒布・上映及び配信等)の防止に努める。また、技術的制限(保護)手段を無効化(回避して複製)するリッピングソフトの提供行為等の防止に努める。

また、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」等関連法令の研究を行うことにより著作権保護活動の充実を図る。

### 5. 国際的著作権問題に対する対応 [業務部会/著作権部会]

イ. 海外での映像ソフトの無許諾利用の防止に努める。

ロ. 原産地証明の発行

台北駐日経済文化代表處からの要請により、倫理基準の遵守と台湾における海賊版防止のため、関連団体との連絡を密にしながら原産地証明を発行する。

ハ. 海外での映像ソフトの利用実態を把握するため、必要に応じ近隣諸国及び地域に視察団を派遣する。

6. 著作権法等の整備への対応 [業務部会／著作権部会]

著作権法第38条第1項に関する当協会の見解の普及に努めつつ、著作権法制度の整備を含め、著作物の通常の利用が妨げられない同条同項の運用がなされる環境の構築に努める。また、私的録画補償金制度に関する審議会の審議動向を注視しつつ、その状況に適した対応に努める。

[4] 映像メディアの現状と今後に関する調査・研究 [eメディア部会]

1. 映像配信事業に関する調査・研究

イ. 映像配信技術・管理技術及びマーケティング施策に関する調査・研究を行う。

ロ. 映像配信をはじめ、多様な映像コンテンツ流通チャンネルが提供されている諸外国へ、必要に応じ視察団を派遣する。

2. 映像ソフトに関する調査・研究

映像ソフトに関する新たな技術や流通等に関する調査・研究をする。また、新たにVRに係わる現状、課題、将来性等について、有識者を招き広く情報共有するとともに調査・研究を行う。

3. セミナー・研究会の開催

映像メディアの将来に係わる重要な情報技術や社会情報学に関する調査・研究を行う。また、必要なセミナー・勉強会を開催する。

4. 映像配信市場に関する広報・啓発のあり方について検討する。

[5] 映像ソフトに関する調査 [業務部会／営業部会]

1. 協会会員社を対象とする売上の統計調査の実施

イ. 映像パッケージソフトの売上統計調査を半期ごとに年2回実施し、報告書を作成して公表する。

ロ. 映像パッケージソフトの月間売上統計調査を実施し、速報として公表する。

ハ. 映像配信事業に係る月間売上統計調査を実施し、会員社及び協力社に結果を提供する。

2. レンタル市場の実態把握のため、レンタルシステム加盟店を対象とした「ビデオレンタル店実態調査」を実施し、報告書を作成して公表する。

3. 消費者レベルでの映像パッケージソフトや映像配信の市場動向を把握するため、「映像ソフト市場規模及びユーザー動向」に関する調査を実施し、結果を公表する。

[6] 国際的諸問題に対する対応 [流通促進部会]

1. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)に参画するとともに、海外における日本コンテンツの流通環境の整備等を推進する。

2. 海外市場の実態の把握

協会会員社の関連性の高い海外市場の実態調査・研究に資するため、必要に応じ近隣諸国及び地域における実態調査を行う。

[7] 情報の収集及び提供 [業務部会]

1. 会報の発行

協会の事業活動報告、当面する諸問題の報道・解説、国際情報等を内容とする「会報」を、年6回発行する。

2. ホームページ等を通じた情報提供、PR活動の充実

ホームページ等を通じて、著作権に関するQ&Aやマーケットデータ、協会事業等につき、会員社内外及び一般利用者へ情報提供やPR活動を展開する。

3. 一般紙・業界誌等の報道機関と接触を図り、協会活動等につき広報活動を展開する。

[8] 内外関係機関等との交流及び協力

1. 関係諸官庁等に対して、映像ソフト産業の特性、実態等の的確な説明に努め、映像ソフト産業の健全な発展のために協力を要請するとともに、自主規制による良好な環境整備の実現に努める。 [業務部会/著作権部会]

2. 関係諸官庁等に知的財産権保護活動に理解を求めるとともに、知的財産権侵害の取締りを要請する等健全な市場の維持・発展に努める。 [業務部会/著作権部会/流通促進部会]

3. 協会が事務局を務める不正商品対策協議会等、会員として加盟する関係諸団体の事業に協力するとともに、協会の事業に対する理解・協力を要請する。

また、その他の関連する団体との交流を図る。

4. 諸外国関連団体との交流を図り、国際市場の整備を目的とする内外情報の交換・著作権情報の交換及び著作権保護活動等を通じ国際市場の健全な発展に努める。 [業務部会/著作権部会/営業部会/流通促進部会]

5. 日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合(CDVJ)主催「ショッピングコンテスト」にてJVA賞を設置、レンタル店の活性化を支援する。

東北地区連においてはCDVJと共に同組合が主催する「ショッピングコンテスト」に「頑張ろう!東北!」賞を設置、東北エリアの復興支援をサポートする。 [業務部会/営業部会]

6. 関西、中部地区連、および、CDVJと協力して西日本合同賀詞交歓会を共同開催し、広くエリア活性化に協力する。 [業務部会/営業部会]

[9] 会員社間の交流の緊密化を図る催事の実施

会員社の交流を図るため、新年賀詞交歓会、会員親睦ゴルフコンペを実施する。

また、正会員、協賛会員を対象に現場レベルの懇親を図る「総合連絡委員会主催懇親会」を開催する。

以上